

第七十五回
参議院文教委員會會議錄第十三号

昭和五十年六月十日(火曜日)
午前十時十四分開会

委員の異動

六月六日

辞任

松永 忠二君

補欠選任

宮之原貞光君

辞任

宮之原貞光君

補欠選任

松永 忠二君

出席者は左のとおり

委員長

理事

内藤蒼三郎君

有田 一寿君

久保田藤麿君

久保 亘君

加藤 進君

委員

山東 昭子君

志村 愛子君

高橋 蒼富君

中村 登美君

宮田 輝君

最上 進君

秋山 長造君

柏谷 照美君

鈴木美枝子君

松永 忠二君

内田 善利君

矢原 秀男君

中沢伊登子君

衆議院議員

文教委員長代理
理事 河野 洋平君

政府委員

文部大臣官房長 清水 成之君

文化庁長官 安達 健二君

文化庁次長 内山 正君

事務局側

常任委員会専門員 瀧 嘉衛君

参考人

日本考古学協会 櫻井 清彦君

埋蔵文化財保護 宗 知信君

対策委員長 菊屋嘉十郎君

全国都道府県教育委員会第二部長 甘柏 健君

長協議会第二部長 主査

全国史跡整備市町村協議会会長

町村協議会会長

文化財保存全国協議会事務局長

本日の会議に付した案件

○文化財保護法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○委員長(内藤蒼三郎君) ただいまから文教委員会を開会いたします。

文化財保護法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本日、お招きいたしました参考人は、日本考古学協会埋蔵文化財保護対策委員長櫻井清彦君、全国都道府県教育委員会・教育長協議会第二部長主査宗知信君、全国史跡整備市町村協議会会長菊屋嘉十郎君、文化財保存全国協議会事務局長甘柏健君、以上四名の方でございます。

この際、参考人の方に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、御多忙中のところ、また遠路にもかかわらず、本委員会に御出席をいただきまして誠にありがとうございます。本日は、文化財保護法の一部を改正する法律案について、参考人の皆様から忌憚のない御意見を拝聴し、今後の本法律案審査の参考にしたいと存じております。

それでは、議事の進め方について申し上げます。御意見を述べた後、時間は、お一人十分程度といたしておりますが、多少これは延びても結構でございます。櫻井参考人、宗参考人、菊屋参考人、甘柏参考人の順序で御意見を承り、その後で各委員から質疑がございますので、お答えをいただきたいと存じます。

それでは、まず櫻井参考人をお願いいたします。○参考人(櫻井清彦君) それでは、皮切りに意見を申し上げます。

まず、私は日本考古学協会の埋蔵文化財特別委員会の委員長を現在しております。その立場でこれから申し上げたいと存じます。

まず、文化財保護法改正に当たりまして、あるいは当たられつつある皆さんにまず敬意を表したいと存じます。

きょうは、ここで三ないし四点について意見を發表させていただきます。

実は、私出てくる前に東京のある新聞を見ましたところが、偶然それに埋蔵文化財保護法改正のことが出ておりました。それにほとんど盛られてしまっておりまして、何か出鼻をくじかれたような気がいたしました。

まず、第一点は、これは許可制のことでございます。今回のこの一部改正に關しましては、許可制のことは結局出てまいりませんでしたけれども、

も、かつてよりわれわれ研究者及び地元の研究団体、あるいは教育委員会の現場の方々には強くこの許可制のことを要望しておられたわけでありまして、それはそれなりの理由がございますが、結局この許可制というものは、結果的には強力な埋蔵文化財の破壊へのチェック——歯どめになるというところは、これは実に明らかなことでありまして、恐らく文化庁長官もこの点はよく認識しておられることと思っております。しかるに、これが実際に表面に出てこないということには、やはりそれだけの理由があります。たとえば、遺跡の台帳の整備というものが非常にこれは困難である、あるいは不可能に近い、そういうようなこと、あるいはその台帳をつくるに当たつての遺跡の確認というものが、これもやはり土中にありますから、どこからどこまでがその範囲であるか、これが非常に確認しにくいという点、また、さらに、それに大きな問題といたしまして、私権というものが絡まっております。こういうようなその土台と申しますか、許可制における土台、これが非常にでにくい、あるいは不可能である、この点から許可制というものが今日表面に出てこないのだらうと私も推察しております。では果たして、これが不可能であるかどうか、許可制にするために一体どういふネットワークがあるか、いま申しましたのは確かにネットワークでありますけれども、もっとほかにネットワークがあるかどうか、あるいは、いまのネットワークはどういふふうな事務的な処理によってより解決できるのか、こういう点をもっとわれわれは煮詰めていただきたいと存じていたわけでございます。

一方、こういうふうな範囲の非常に不明確な遺跡というものが、考古学の宿命としてございまして、けれども、確実な遺跡も同時に存在しております。たとえば、外見観察で十分に認知できる高塚

古墳あるいは寺院址、これらを初めとしてさらに幾つかの外面観察によって確定できるものがございいます。また、土器の散布の状態からその地域の範囲というものを、これは研究者ならばそのほとんどが推定、確認をすることができると存じます。したがって、こういうような条件を持つ遺跡というものから、まず許可制というものを施行していいとはいかかかと、このあたりから出発したらどうであろうかと思うわけであります。結局、許可制ができない理由、それをもっともっと出して、それを検討し許可制へ向かってこの文化財保護法というものをよりよく改正していただきたいと存ずる次第であります。

それから第二点であります。これは不時発見の場合、つまり工事その他で遺跡が出る、その場合、この保護法の改正では三カ月ないしは六カ月というような期限つきの調査というものがそこにくたわれております。しかし現実の問題として、果たして、これだけの期間でどのような調査ができるか、これは大変問題であります。よほどの強力な組織というものがその背後にない限り、この三カ月あるいは六カ月というような調査では、これは十分なものではないと存じます。つまり、ここに時間的な制約というものが余りにも大きく位置を占めている。この点は、われわれといたしましては非常に重大な点として考えざるを得ないと存じます。一体、この三カ月あるいは六カ月という背後にどのような組織というものがあのか。われわれのたとえば大学で例をとりました場合には、とうていこの期間で一つの遺跡というものを掘り上げるということはできません。もちろんその場合、一つの条件といたしましては、その範囲というものがあります。十平方メートルのものに六カ月かかるということではないわけであり

ます。それから第三番目ですが、これはやはり私どもが早くから要望しておりました文化財あるいは埋蔵文化財にかかわるところの一つの理念の問題であります。

この理念の問題は、恐らくいままでの小委員会内の討論の中にも出てきていたと思われまして、特に、本年二月の衆議院の小委員会の案の中には、その冒頭のところに地域開発施策の策定などにおける配慮及び事業者の責務というようなことが明瞭にうたがってあります。これも同じく非常に重要なことでありまして、これがそこに記されたことによりましてわれわれも非常に満足を感じた次第であります。しかし、このたび出てまいりました改正法律案を拝見いたしますと、どういふものかこれがなくなっております。この点ややはり理念というものが、運用論におきましてこの理念というものが非常に重要な位置あるいは価値を占めると存じます。したがって、こういうような理念というものはぜひその中に盛り込んでいただきたい、こういうふうな考えをわけであり

ます。それから第四番目ですが、これは事前協議の問題であります。事前調査のために協議をする、これはそのとおりでありますけれども、協議に終わってしまう懸念が非常に強いわけでありす。われわれといたしましては、それが協議に終わらずに協議からさらに保存という線への路線というものが何らかの明確な形でこの中に盛り込まれることを同じく強く要望したいと存じます。

かなり総花的になりましたけれども、以上四点について、私どもの特に埋蔵文化財に関係するものとしての御意見を申し上げます。

なお最後に、もう一つつけ加えさせていただきます。いんてであります。それは今度の改正の法律案の中には盛り込まれていなかったようでありすが、あるいは私の勉強不足かもしれません。現在の文化財保護法の五十九条、六十条、そこに埋蔵文化財に関する遺失物の第十三条の適用というものがあります。これは非常に今日、空文化しているように見受けられます。たとえば、われわれが発掘する。それを警察に届ける。そのとき所定の書式というものが警察でつくられるべきな

んでありますけれども、警察では全くこれを御存じない。したがって、われわれが代行してこれをつくって警察署長へ持っていく。ところが、その署員がわからないので、そのまま警察に眠ってしまふというようなことが度々あります。私もかなりそれを経験しております。今後の改正に当たられましては、こういうような点においても、ひとつ御検討をいただきたいと存じます。

以上であります。

○委員長(内藤三郎君) どうもありがとうございました。

次に、宗参事人にお願いたします。

○参考人(宗知信君) 私は、都道府県教育長協議会第二部会の主査をやっております静岡教育委員会教育長の宗知信でございます。

私も地方におきまして文化財保護行政に携わっているものとして、今回の文化財保護法の一部を改正する法律案につきまして所感の一端を述べさせていただきます。

最近の経済発展に伴います地域開発等によりまして、わが国における文化財保護の現状は必ずしも樂觀できない状態でございます。最近の静岡県の実情を見ましても、特にこの急激な変化によりまして、史跡、名勝、天然記念物、埋蔵文化財、建造物など、直接土地に結びついた文化財や民俗資料など国民生活の推移を物語る文化財の現状はまことに憂慮されるべき状態に置かれているわけ

でございます。このことは単に本県の特長な現象ではなくて、全国的に共通した問題であると思われわけでございます。このような情勢から文化財の保護体制をより強化することの必要さが痛感されて、その立場から、ここ数年文化財保護法の改正の問題が各分野で取り上げられてきたのであります。私も都道府県教育長協議会第二部会におきまして、そのような立場からこの問題につきましてたびたび研究、協議を続けまして、去る昭和四十七年の六月十四日には文化財保護法改正につきましての要望書を提出した次第でございます。このたび、この問題が国会におい

て取り上げられまして文化財保護法の一部を改正する法律案として御審議いただいておりますことに對しまして、国会を初め関係諸機関に對しまして衷心より厚くお礼を申し上げます。今回の改正案を拝見いたしますと、最も注目されます埋蔵文化財の取り扱いにつきましては、一般の工事に伴う届け出が現行法では工事着手前三十日となっておりますのを六十日に期間延長となっておりますが、このことは文化財の保護と工事計画との事前調整をより徹底させる方策として歓迎すべきものと思っております。

次に、国や地方公共団体等の行う工事は通常広域にわたるものが多いのでございまして、これらの取り扱いは、従来特定の機関——日本道路公団等でございますが、これらとの間でのみ覚書を交換する形で調整がとられてきたわけでござい

ますが、今回新たに広く公共事業に對して事前協議することが制度化されたことは、工事計画の変更も可能にし、埋蔵文化財の保護措置をより強化させるものとして高く評価するものでござい

ます。さらに、遺跡を発見した場合に、従来の届け出制のほか新たに停止命令等の行使を可能にしたことも強化策の一つでございます。その上、地方公共団体における埋蔵文化財の調査規定を新たに設け、その調査についての補助制度が考慮され

したことは、いままでも余り明確でなかった地方公共団体の権限と任務を明らかにするとともに、財政的措置を裏づけるものとして注目すべき事項でございます。

また、現行法では民俗資料の名称で取り扱われているものが、今回の改正案では民俗文化財と改め、いままでの民俗芸能をこの中に位置づけたことや、さらに、無形の民俗文化財の指定を加えて、民俗文化財としての整備を図ったことは、時代の推移により消滅の危機にさらされておりますこの種の文化財を保護する方策として、まことに當を得たものと考えております。今回の法案では、価値の高い伝統的建造物群の保存地区と、文化財の保存のため欠くことのできない伝統的な技

術、または、技能で価値あるものも保護の対象に加えられましたが、これは建造物の広域保存と文化財に関する特殊技術者の養成確保にも関連する施策として、意義あるものと考えられるものでございます。

また、本法案には、都道府県教育委員会に文化財保護審議会を置くことのできる規定と、文化財の巡回調査のため文化財保護指導委員の設置について記されております。文化財の保護指導委員の制度は、静岡県でも数年前より設けておりまして、文化財行政の協力体制として効果を上げてきておりますが、今回これが制度化されることにより、より一層行政効果が高められるものと確信をいたしております。

このほか、本法案の中には幾つか改正されている事項がございますが、これらはいずれも従来より都道府県教育長協議会第二部会において強く要望してきた事項でございます。これが本国会で取り上げられておりますことはまさに喜ばしいことでございます。時代の要請に応じて現行法の不備が認められ、この法案が成立した場合には、私どもの地方の文化財保護行政も一層充実できるものと考えております。

以上のように、本法における改正点はまことに当を得た内容のものであります。しかし都道府県教育長協議会第二部会といたしましては、地方公共団体における文化財専門職員の設置等要望したい事項がございますが、これらは今後の課題として御検討をお願いしたいと思うわけでございます。

最後に、本法案の成立を願うとともに、地方における文化財保護行政の強化のため、その裏づけとなる国の大幅な財政面の御援助をお願いして、都道府県教育長協議会第二部会主査としての意見にかえさせていただきます。どうもありがとうございます。

○委員長(内藤三郎君) どうもありがとうございます。

次に、菊屋参考人をお願いいたします。

○参考人(菊屋嘉十郎君) 山口県救市長の菊屋でございます。

でございます。あわせて全国史跡整備市町村協議会の会長を務めさせていただいております。

全国史跡整備市町村協議会と申しますのは、全国で史跡に係る深い市町村二百四が集まりまして、会長私、副会長福岡市長、和歌山市長、その他役員がリードいたしまして、お互いの史跡関係の平素、勉強、研修をいたしまして同時に、いろいろ政府に対する意見具申なども、年一遍は大会を持って、そこでまとめた意見を申し上げるというふうなことで、ここ十年、逐次会員もふえつつ今日にきています。文化財保護、整備については非常に平素から関心を持っておりまして、今回の法改正は非常に歓迎しております。その中の二、三についてちょっと私見を申し上げてみたいと存じます。

今回の改正におきまして、伝統的建造物群保存地区制度、いわゆる町並み、集落の保存が重要な改正の眼目の一つに取り上げられたことは、大変時期的にもちょうどいい、もうおくれればならぬという時期であったというふうに思っており、喜ばしく思っております。

申し上げるまでもなく、古くからの宿場町とか城下町などの町並みや、農村、漁村の家の集落は、わが国における歴史的生活環境の変遷の実態を知る上で貴重な資料であるばかりでなく、周囲の環境と一体をなして、大変美しい歴史的な風致を形成し、景観的にも価値あるものであります。その保存が強く要望されてきておるのは御承知のとおりでございます。こうした集落、町並みを文化財として位置づけて、その歴史的景観の保存を図ることは、これはもはや日本だけでなく世界

各国の趨勢であるやに聞いております。ユネスコ、ポーランドを初め自由諸国、社会主義諸国、いずれもこれに力を入れてきておる現状でございます。ユネスコにおきましても、一九七二年に採択されました勧告、すなわち「文化遺産及び自然遺産の国内的保護に関する勧告」というものの中におきまして、伝統的な建造物群を文化遺産の一つとしてとらえて、その保護を図るべきであるという

ことを各国に訴えておる次第であります。

しかるに、近年における生活様式の急激なわが国における変化や、開発事業の進展によって、年々その町並みの姿が変貌を来しておる、かつての景観をとどめるものがだんだん少なくなっておるということは大変残念であります。こういう事態に対処するために、すぐれた歴史的景観を保持しておる集落、町並みを持ってあります市町村においては、みずから市町村の条例を定めてその保存を図っておるところであります。その数はすでに全国で十一カ市町村に上っております。また、現在条例を制定していない市町村におきましても、こうした動きが全国的に起こって、そういう機運が起ころうとしているところでございます。

文化庁におかれまして、こういう動きに対処して、昭和四十七年からのいろいろな調査を全国的にされております。四十八年度では、重点的な地区として、岐阜県の高山、それから岡山県の倉敷、山口県の萩、この三市を選定されて調査を実施されております。それからまた四十九年度からは、こうした市町村に対して、保存状況の調査、それから保存計画の策定の事業に要する経費についての国庫補助というふうなことをスタートされたことは喜ばしいことと存じます。

こういうことでございますが、御参考になさるとわが萩市における町並み保存の市の状況を簡単に申し上げてみたいと思っております。私たちの萩市には、城下の武家屋敷、町家の町並みですぐれた歴史的景観を保存しておるところが少なくございません。特に萩市の場合には、武家屋敷の跡の土塀、石垣、門、生垣等の美しさにございまして、これらを含めてその地域の保存を図ろうと、景観の保存を図ろうというところで、萩市歴史的景観保存条例というふうな名前をつけて、単独の市費でそういう土塀の修繕とかあるいは門の修復、生垣の補修というふうなことに、その地域住民に補助をしている、整備するということを続けてきております。そしてまた市がその保存の対象として、景観地区と保存家屋という二本にしまし

て、それぞれにその保存の規制をしております。いろいろ形状の変更だとか色彩の変更、あるいは土塀を取り除いてブロックにしようというふうなときには、一々市長へその地区は届け出をせよというようにしております。そして、届け出を受けた場合には、保存のために必要な助言、指導、勧告を行うことができることにしております。その勧告に従って損失があった場合には、その損失補償をする、また、必要な市が勧告したことによる費用の増大については、市がめんどうを見るというふうなことにして努力しておる状況でございます。

いろいろ考えてみますのに、どうしても、こういうことがうまくいきますかどうかというところは、その地区民が自分の地区について誇りを持ち、そして愛着を持ち、そういう制度についての理解というものを持つということが第一の問題であります。そういう精神的なことをわれわれがやると同時に、もうこのころは、やはり精神ばかりじゃいけませんで、それを保存することによって何かその所有者に対してメリットがなければ、私は完全な遂行はむずかしいように思っております。したがって、その保存なんかには要する経費も補助を十分にしておける、制限によって起こる拘束性とか不自由さというものをカバーする以上の何かメリットを、補助をたくさん上げるといふことが必要じゃないかというふうな最近つくづく思っております。精神的な面と実質的なメリットと、両方これを整備していくべきだということに思っております。そうなりますと、市がそういう補助を十分しますためには、やはり貧弱な市町村財政では追いつけない場合がありますから、それをカバーするために、国の補助とかあるいは自治省あたりの特別交付税の中にそういうものをルール化して入れてもらうとか、起債の方法とか、いろいろそういう財政的な国、県のバックアップが欲しいものだということを痛感するわけでございます。それが今度の法の実施面、運用面についての問題点になってくるだろうと思っておりますが、その点

をひとつ強くお願いを申し上げたいと思います。それから、もう一つちょっと意見を申し上げます。八十三条の四を拝見しますと、「(重要伝統的建造物群保存地区の選定)とございます。選定という言葉はここで初めて出てくるわけで、いままでの保護法を見ますと、二十七条を見ましても、二十七条というのは、有形文化財のうちの重要なものを重要文化財に指定するという項目であります。それから、たとえて言うなら五十六条は、重要無形文化財の文部大臣の指定ということで、そこでは必ず指定という字が使っているところ、ところが、重要伝統的建造物群の保存地区については特に「選定」という字が使っているのだからかということをおまじと疑問に私は見て思ったわけで、善意に解釈しまして、指定という非常に強い感じを与えて、その地区に建造物以外のいろんなものがあって、商家もある、町家もあるということ、それに対する規制が非常にむずかしいから、指定というよりもやわらかい言葉で選定という言葉を使われたかなとも考えたわけで、すけれども、ほかのところすべて指定とあります以上、これも選定じゃなくて指定とはっきりした方が国の姿勢がはっきり出てくるのじゃないか。何か選定と言われてみますと、この重要建造物群については、それほど他の文化財ほど力を入れないのだ、一応はやっていくのだというふうなふうに理解されなくもないように思うわけでございまして、その点、私ちょっと感づきましたので、申し上げてみたいと思うのです。もちろん、重要建造物群保存地区には経費の一部を補助するということが書いてありますから、余り軽くは考えておられないと思いますが、私は、他のものと同様、重要な取り扱いを願いたいと思います。

そのほか、全史協の会長といたしまして、史跡とか埋蔵文化財等についても意見がないことはございせんが、先ほど来お二人が申されておりますので、あえてつけ加えせん。

最後に申し上げたいことは、さっき申しした

ように、いわゆる保護法は、精神的な、訓示的なものだけじゃなくてもいいやうにしたい、必要な規制はすべきだ、規制はし、そして所有者を拘束することもやむを得ませんが、拘束する半面にはそれに誇りを持つようにしむけ、そして、その物質的なまた精神的な拘束性を少しでも軽くするように公でもってカバーしてあげるといふ姿勢を今後貫いていただきたい。そしてまた、すべての法律の、これは体裁でございますが、この法律においても市町村がやる仕事についての経費の一部を補助することができるといふ文句でございますが、大きな橋をつくったり鉄道をつくったりという公共土木事業も大切でございますが、余り大きなお金を要しないこの文化財の保護については、十分な国の財政的配慮を望みたい。これは時期の問題がありまして、鉄道をつくったり船をつくったりというのはタイミングをずらせばよろしいのですが、この文化財の保護というのはタイミングが余りずれませんと壊れてなくなってしまう。ある時点では相当強力な多額の補助をすに必要としているのじゃないかというふうなことをつくづく思うわけでございまして。その辺も十分予算面でも今後の運用について、特に大蔵省、自治省あたりと十分な御協議の上、進めていただきたいということをお願いいたします。

○委員長(内藤三郎君) どうもありがとうございます。

次に甘粕参考人をお願いいたします。

○参考人(甘粕健君) 文化財保存全国協議会事務局長の甘粕でございます。

私は六二年の平城宮の保存運動以来全国の考古学研究者あるいは市民の方々とたびたび国会請願等々を通じて、国民の共有財産である文化財、とりわけ専攻の関係もありまして、埋蔵文化財の保護ということに努力してまいりました。今回、国会でその文化財保護の基盤、かなめになる保護法の改正の問題を積極的に取り組んでいただくということに非常に感謝しているわけであります。私

は、そのほか、学術会議の文化的環境保護と育成の小委員会というふうなことを通じまして、今回の改正に当たっても在京の八団体——歴史関係、考古学関係、文化財保存団体、こういうものと一緒に改正の過程でもいろいろと要望してまいりました。そして最終的に、現在衆議院を通過してここで御審議になっているわけであります。この中で、特に埋蔵文化財の問題に関して、この点に關してはぜひここで再検討していただきたいという問題にしばってお話したいと思っております。

それは櫻井先生からも御指摘がありましたけれども、五十七条の五でございます。埋蔵文化財、これが土木工事の過程で発見された場合の措置でございます。これについては幾つかの問題があるわけで、第一に、これはこの法律では発見の届け出があつてから一月以内に、停止、中止の命令を発動するということなんです。この中止、停止命令権というのは、非常に強い、いわば伝家の宝刀的な意味を持っているわけで、われわれ非常に重視するわけであります。これがしかし発見があつてから一月以内に発動しなければ時間切れになってしまうところ、これが非常に問題があるわけです。現実各地で問題が起きている状況を見ますと、何しろ工事のさなか発見されるわけですから、それが地域住民や地域の研究者の通報によって辛うじてその実態がつかまれる。それから市なり県なりに通報される。それがさらに文化庁に通報される、そういう段階をとるわけですね。その場合、文化庁長官は、地方自治体とも相談して、非常に強い、その遺跡が非常に重要な遺跡であり、保護上調査が必要である、そういう非常に重要な判断を下さなければならぬわけですから、その間一月というのはいかに非現実的である。せっかくいい法律をつくつてもこれは抜けない宝刀ではないかというのを深く憂慮するわけであります。これはこういう伝家の宝刀を非常に強く期待していればこそこの点はどこにも納得できないという点が第一

点であります。

それから第二点は、たびたび問題になっておりますけれども、当面九カ月、五年後には六カ月という停止期間の限界でございます。これがこの法律では非常に厳しく、とにかく届け出があつてから通算六カ月あるいは通算九カ月ということですから、いろいろごたごたがあつて、ぎりぎり一カ月以内に発動されたとしても、まず最初の三カ月、それでどうしても片がつかない場合には、さらに三カ月というところで段階的になっているわけで、けれども、これは現在埋蔵文化財の破壊というものが年々大規模化してきています。それから学会や住民の遺跡に対する認識というものもだんだん深まってきた中で、調査を要する範囲というものはますます広がってきています。それからまた、調査の内容というものも充実していかなければならないということ、ここ数年の調査の実態を見ましても、やはり年を越すという場合が非常に多くなつてきているという実態をぜひ踏まえて、この問題を再検討をしていただきたいと思うわけです。

そういう点で、具体例でここ数年問題になった幾つかの遺跡の例を挙げてみますと、たとえば姫方遺跡の問題、参議院でも問題にしていたいただきましたけれども、これは四十六年二月に造成が開始されたわけで、しかも、しよっぱな段階ではその三基の古墳の調査ということから始まったわけで、けれども、そしてこれは一応調査は終わったと、教育委員会ももうあつた何もないからやっつた、というふうな段階になって、今度はブルドーザーが入った段階で下からかめ棺が續々出てくるということですね。ですから、これに対して対応するまで非常にやばい時間がかかるわけで、現実の問題として、そしてここでは、かめ棺、最終的には四百基のかめ棺が出たということでございますけれども、現実にはもうブルドーザーに追われながら調査が進んで、最終的にはほとんど全滅してしまつたというケースですけれども、この場合なんか最もそういう停止命令権を出してもらい

たい、そういうケースだと思ひます。それでは四百基のかめ棺を調査するのどのくらいかかるだろうか。これはちょっと経験もない大きな調査で、なかなかあはれはしにくいと思ひますけれども、たとえば九州大学が福岡県の有名な須玖遺跡、この大かめ棺墓を調査したという例があります。この場合は十六日間かけて十九基を調査しておられます。これは非常に優秀な調査団だったと思ひますけれども、ですから、結局一日に一・二個の割合で上げていくということになりますけれども、非常に強力な調査団でこうなわけです。ですから、この四百個のかめ棺をそれで割ってみますと、姫方の場合にはやっぱり約一年間当然かかるわけです。しかもこういう調査は長引けば長引くほど通減するといひますか、だんだん能率は落ちていくわけですから、こういうことを考えますと、非常にやはりこの六カ月ないし九カ月という制限というものは問題であると思ひます。

それから、同じ九州の塚原古墳群の場合も、これは九州縦貫道路の通る御承知の遺跡でございしますけれども、これも最初はこの通していいだろう、遺跡はほとんど重要な古墳がある部分はこので避けられるというところで問題が始まったわけですから、結局幅五十メートル、五百メートルにわたってべた一面に地下に方形周溝墓だとか古墳の跡であるとかあるいは前方後円墳の堀であるとか、そういうものが出てきて、合計九十八基の遺跡がここから出てきて、足かけ三年かかって調査をしたというのが実態だと思ひます。こういう場合は、決してこれからは例外的な例ではないと思ひます。特に、日本のこの集落遺跡あるいは墓地の遺跡というものは、まさに埋蔵文化財であります。表面の土器の散布などであらかじめわかる場合にはありますけれども、特に道路建設なんかの場合に突然発見される。その場合も、前のこの委員会でも問題になっていた大阪の池上遺跡などの場合も、塚原とそういう意味ではよく似ていて、延長五百メートルの道路敷全体が大きな弥生の大集落の中心部に当たっていると

いうことですから、池上遺跡の調査の場合もすでに二年半という年月を費やして調査が行われています。

また、浜松の伊場遺跡の場合は、いま第七次調査が昨年終わって、調査自体は一段落したという状態だと思ひますけれども、これは一九六九年の十二月から始まっているわけですから、五年間の日時をかけているわけでございます。こういうことで、さらに、もっと具体例はいろいろさらに詳しくお話しできればと思ひますけれども、こういう状態で一端を御理解いただきたいと思ひます。

次に、もう一つの問題としては、では調査体制を整えればいいのではないかと問題があると思ひます。しかし、いま申しましたように、学会の、学問の要求、それから国民自身の文化財に対する要望というものが高まって、文化財自身の価値が高まるという状況の中で、一方では、調査の技術水準が上がるといふことは確かに合理化されてスピードアップする面もあるけれども、しかし、新しくいろいろ手を打たなければならぬ問題というものがふえてくるわけで、決してこの問題は、技術が進み、そういう技術開発が進めばスピードアップできるという性質のものでは本来ないといふことであります。

それから、しかもこの法律は、今回制定議決されれば三カ月以内に施行されるわけでありまして、現在、国を含めて確かに事前調査の体制というものは強化されてくる。この政府の資料を見ましても、そういう調査のための各都道府県の技官、そういう専門職員が四百人を超えたわけでありまして、しかもこれは、ここ数年間に五倍ぐらいの伸び率を示したわけですから、一方破壊の方は、いま年間二千件という状態になっているわけですから、これはこの十年間には二十倍近い伸びになっているわけですから、残念ながら、この伸びというものは足踏みすることなく続いているといふことでございます。ですから、これは単にその調査体制を強化するということでは

解決がつかない問題であらうといふふうに考えます。

この点に關して言へば、これは伝家の宝刀として用意されているもので、一般には從來どおり協議、指示的な条項で指導するということだと思ひます。ですから、そういう点では、理論的には特

に期間の制限といふことが一般的な場合にはないといふことが言えるわけでありまして、この点の点が非常に私どもは重要だと思ひますけれども、現在、当然のことながら、各地の開発は何とかしてこの調査の期間といふものを切り詰めて早く着工させてほしいといふことで全国でしのぎを削っているわけでありまして、そういうときに、たとえば、この六カ月ないし九カ月といふものがあれば、体制を整えれば調査ができるのだといふことがいけば法律的に裏づけられるといふことはいかにもまずいといふことであります。現に、各都道府県の努力によりまして、実質的には一般の大規模開発の事前協議に近い状態になっている面はあるわけですね。建築申請とかから文化財関係の問題が解決しないと許可がおりないといふことで、実は各地で大規模開発がメジロ押しにその条件が満たされるのを待っているという状態があるわけですね。これは、これまでの保存運動やいろいろな経過を経て開発側も考古学の調査、埋蔵文化財の調査といふものは非常に暇がかかる大変なものなんだといふことを不本意ながらも認めざるを得なくなっているわけですね。そういう点で、最初のうちは時間切れだといふので強行突破を、ブルドーザーを入れるといふことを繰り返してきたわけですから、やはりそれは得策でないといふことになって、場合によっては一年でも二年でも待つといふことになっているわけですね。

ですから、いまここでこういう期限事項といふものができることによつて、そういうたとえば悪質な業者が強行突破した場合も、約束の期間に調査が済まなかった、調査団のが悪い、教育委員会のが悪いといふことになりかねない。従来でしたら協議といふことで、特に期限がない場合は、いわ

ば道義的にそういう強行突破をしても強行突破をした業者を批判することができた。ですから、二回、三回と繰り返すことはできないといふことだったわけでありまして、もちろん、ですからいままでの法律でもそういう強行突破をとめる、それだけの法律的な裏づけがなかったわけですから、けれども、しかし、実態として、そうなってきたのだといふことをせしめろと踏まえてこの問題を検討していただきたいと存じます。

それで、ではわれわれどういふことを積極的に望んでいるのかといひますと、もちろん、この停止命令権といふものは非常に有効なものである、もしこれがそういう実態には発動しにくいといふふうな状況でなければならぬ。ですから、その点では決して伝家の宝刀に終わらせずに、どしどしこれは必要ときに打っていただいて結構です。その場合は、一カ月の前の方の期限、それから後の方の六カ月の期限といふものはあつても、抜きたくても抜けない。抜く場合もたまにはあるかと思ひけれども、それは、その限りは、その間でおさまつても、実際一番抜いてもらいたい非常に大きな遺跡のときに、これでは抜けないじゃないかといふことをわれわれは考えるわけです。ですから、これは素人考えですけども、やはりただ期限と範囲を定めて、とにかく調査が終わるまでは待たせるといふ趣旨で私は当然だと思ひます。その点ぜひ検討していただきたいといふことであります。

そして、いまこれは決して小さな問題ではなくて、今回の改正が主としてやはり埋蔵文化財といふものが全国で三十万カ所あると言われていて、これは、とりもなおさずそれぞれの地域地域に大事な埋蔵文化財があるといふことなんです。国民の住んでいるどこにでも。だからそれをどう守っていくか、いままでの史跡指定という制度が一番強い制度だったわけですけども、これを指定主義とわれわれ言っておりますけれども、これは非常に限界があるわけです。いまのところ三十万カ

所ある埋蔵文化財のうちに、恐らく埋蔵関係の指定遺跡は一千件足らずだと思います。現在のスピードで指定をどんどん強化してもらいたいんですけれども、これはやっぱり目に見えてくるわけですね、いまの法律の枠内では、三十万カ所の遺跡のうち、まず六万カ所は何とかということをや文化庁も考えておられるようですね、けれども、これでも、これが完全に指定にされても、まだまだ非常に重要で、学会も地域住民もぜひ残したいというものを指定によって守るということは困難なわけですね。ですから、指定の制度を強化すると同時に、たとえば五十七条の二項というものを強化して許可制にする、あるいは不時の発見のときだけではなくて、一般の土木工事の周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事の届け出に対しても中止、停止の命令ができるということにして、この届け出を出せば、そうして調査をすれば、しばらく待てば工事ができるんだということではなくして、やはり重要な遺跡は最大限残していくと、そういう方向で改定していただかないと、幾ら調査体制を強化しても、それは根本的な解決にならない。

それについては、そういう点です。まず総則関係の第一章ですか、地域計画策定時において国が埋蔵文化財の保存というものを配慮しなければならぬという最初の自民党案にもあったこの条項ですね。それから企業にも国の施策に協力して、文化財保護に積極的に協力する義務があるということと盛り込んだ条項とか、それから国、地方自治体自身が積極的な文化財保護の策定の義務があるとか、そういう総則関係の改定というものが非常にやはり実質的な意味があるんだというふうに考えます。

それから事前協議が今度は法制化された、実質的には法制化されたということは確かに大きな改善です、そういう意味では、ですから、これはぜひ緊急調査、事前調査のための事前協議にならないように、最大限大きな開発の中で国等の開発は積極的に遺跡を残していく、そのための事前協議にしたい。そうしなければ、ますます

緊急調査がふえる一方で、これは決して抜本的な対策にはつながらないのだということを強調したいと思います。

それにつけても、この五十七条の三でございすか、新しい官庁同士の文化庁と開発側の省庁との話し合いというものは、ぜひ文化財保存団体あるいは学会、そういう生の声が反映できるような、そういう何らかの裏づけというものをぜひつけていただきたいと思います。もしもいままでの一般的な届け出の書面審査から、全体二千件のうちの七割に及ぶ国等の開発が全部事前協議になるとすれば非常に結構ですけれども、それにはその事前協議をこなす膨大な中央に機構がなければ、文化庁としてはやっぱり当然な切れないだろうと思う。そうでなければ、向こう側が出してきた計画に言判を押すということになりかねないわけですね。ぜひこの点も十分考えて、特にそういった国民の世論というものを反映して、事前協議条項が本当に生きるように、このように切望するわけでありま

す。

○委員長(内藤三郎君) ありがとうございます。以上で参考人各位の御意見を陳述を終わりました。

それでは、これより参考人に対する質疑に入ります。

質疑のある方は、順次御発言をお願いします。

○有田一寿君 質問申し上げる時間がわずかな程度でございますので、いろいろ申し上げたいこと、お尋ねしたいこともありまして、それは差し控えていただまして、いま四人の先生方からお聞きして、いろいろ参考させていただく点があったように思います。その点、厚くお礼を申し上げます。したがって、個々のことについては触れませんが、今後の御協力と御理解をむしろお願いを申し上げたいということでございす。御了承いただきたいと思います。

御承知のように、わが国は、歴史も古い、宗教もいろいろなものが入りこみ、また、国土が狭小であるということの上に、基本的なものは、や

はり農耕型の統社会であった、祖先崇拜の伝統が定着していたということが文化財の数を大変多くしている。私もこれは理解しているわけでございます。少し文化財という言葉を拡大解釈するならば、ほとんどあらゆる場所に文化財があるということも言ってもよいと思います。三十万カ所ということでもございすけれども、これは未調査の分をさらに類推していけば、私はその倍以上あると言ってもいいかと思うわけでございす。したがって、先ほど御意見がございました私権の問題、これはもう大変重要なことでございまして、この案を衆議院の小委員会の委員長としてまとめた河野洋平小委員長が意見を申し述べたところだと思ひますが、発言の機会を持ってもらえませんか、私からその点について申し上げさせていただきますけれども、この許可制の問題、届け出制と許可制の問題は、届け出制よりも許可制の方がはるかに確実に文化財が保存されるということとはもうだれが考えても当然のことでございます。ただ、許可制にしたということに仮にしまして、いろいろ及ぼすところを考へてみますと、現在、終戦後、この私権の問題は憲法を背景として大衆国民の間に深く浸透しております、これを乗り越え排除する道は、文化財、文化全般に対して国民がこれを深く、高く価値評価をしていくと、そして私権が制限されても、あるいは多少制約されても、快くこの国民の共同の文化遺産に対して理解する、譲るんだという気持ちになれば、私は許可制にして結構だと思ふんですけれども、現在のところは、まだ私もそこまでは行っていない。そのときに、法律をもって、強権をもって臨むということになった場合、果たして国民が快くこれに同意するかどうかという点がこれは提案者としても苦心のあったところでありま

す。この法案は、御承知のように、各党合意して委員長提案としてこれは出されておるわけでございます。したがって、いろいろ諸先生方の御指摘の点、もう本當にございす。この改正案をもって終わりとせず、これは委員長が申ししておりますように、今後その再改正に向かって努力を続けていくということとでございます。その間に時代も変わりますし、逐次国民の文化財に対する認識も私は深まっております。その次の改正のときに、いま諸先生方からいろいろお述べくださったようなものがある程度入れられるというような私どもは考えを持っております。それでは、この期間の問題、六カ月、五年以内は九カ月となっておりますが、これについても確かに決して広い地域を調査するのに十分な期間ではございません。あるいは一年あってもあるいは十分でないかも知れませんが、先ほど申し上げました許可制、届け出制の問題と同じにこの問題もまた六カ月というものを一応、あるいは五年以内は九カ月をもって建設工事を始めるという許可を与えるということ、これも現在の時点ではやむを得ない、しかし、決して理想ではない、不十分であるということとはよくわかりながら、なおかつ国政のバランスを考えた場合に、ここから出発しなければならなかったという苦心のところを何とか御理解をお願いしたいと思うわけでございす。

それから、今度の法案に理念が入っていないということも、私も諸先生方と同様に、これは不十分であつたと思ひます。ですから、いま御指摘くださいましたように、やはり文化財保護法というふうなこういう法律は他の経済的な法律と異なつてこの理念がまことに大事である。そして、その理念を敷衍していくことによって、国民の間に逐次文化、文化財に対する認識を深めてもらうことができるという考えを私は持っております。その点から言えば御指摘の点、まことに賛成でございます。

それから一に、これは私も運用によると思ひます。不十分ではあるかも知れませんが、この法案を少しでも効果を大にし、次の改正するときの踏み台にするためには運用によると、

指導員制度、いま御指摘がございましたように、効果を上げていられるとお話でございました。まことに結構なことでございます。

それから文化庁というよりも、これは特に大蔵省関係の理解が必要でございまして、予算をつけなければ、幾らりっぱな法案をつくっていても絵にかいたもちでございまして。特に文化財関係についてはわかりにくいという面があって、財政当局としては憶病になる傾向がございまして、その点も運用によって、いわばわれわれみんなが文化財を守り抜くという決意を持つことによって、それが可能になっていくのではないかと思っております。これはもう幾ら予算をつけましても、実際にそれを修理、保存していく後継者が育たなければ絵にかいたもちでございまして、こういうことも考え合まして、やはりいい意味で完全に文化財を保存していくというのを考えておる次第でございまして。どうかいま御意見を四人の先生方から賜りました。もう一々ごもっともでございまして、御指摘のこと、決して私どもは間違っているとか、反論したいという面は一つもございしません。それと平素真剣にこのじみな仕事に取り組んでいらつしやる、きょう代表でおいでくださいましたけれども、その背後にいらつしやる多くの諸先生方にむける感謝を申し上げたいような気持ちでございまして、私は以上それだけを申し上げまして、質疑としては申し上げません。平素のお札と今後何か御理解と御協力を賜りたいものだといふことを申し上げておきたいです。私の質問にかえさしていただきました。ありがとうございます。まことにありがとうございます。終わります。

○秋山長造君 二、三点具体的なことを伺わせていただきます。

教育長協議会の宗さんに、先ほどの御発言については私、別にどう言うつもりはございません。ちょっと、お触れにならなかったか、あるいは簡単に触れになったかもしませんが、いま中心の問題になっておる五十七条の関係ですね。

発掘調査あるいは土木工事等に当たった際の発掘調査許可制、この問題は学者の皆さんにも非常に痛切な問題だと思っております。また立場をかえまして、あなたの方のような立場で具体的な問題にタッチされておられる立場としては、また別な面でも非常に痛切な問題じゃないかと思ふんですが、この点についてはどういふお考えをお持ちでいらっしゃるのでしょうか。

○参考人(宗知信君) 静岡県の場合でございしても、大田県下に六千カ所ぐらい埋蔵文化財ありと大体調査では出ていくわけでございますが、その土木工事等で、許可制が採用されましたら、それは非常に本当にこの上もない前進だといふふうに、私も教育長協議会の要望書の中にも許可制については実はお願いはしてございまして、ただ、やはりいろいろ慎重に考えました場合に、やはり私有権との関係の問題があるんじゃないかと、特に遺跡はほかの文化財と異なりまして、やはり調査をしないとその範囲を明確にし得ないという問題がございまして。あるいはその範囲を明確にするためには、調査体制が十分でなく、まあそれ自体に非常に問題もあるんだと、あるいはその範囲のかかっているものは、場合によってはその一部の遺跡であるという場合が多ございまして、無理に線引きをいたしますとその部分に重点が置かれて、線外の遺跡が軽視されるというふうな問題もあるんじゃないか、あるいは土地所有者との問題もある、そこでかえって文化財の保護上支障の問題もあるんじゃないかと、このことではございまして、いまの段階では届け出制、今回こういふ措置で法改正されれば、私どもはそれでもやむを得ないじゃないかという感じがするわけでございます。むしろ届出期間の延長と、あるいは遺跡発見の場合の停止、禁止命令の措置が織り込まれてもおりますので、そういうふうな形で今回はむしろそういう面を評価をいたしたいというのが私どもの気持ちでございます。実際県下で六千カ所もございまして、そういう意味で非常になかなか具体的に範囲を明確にする、あるいは調査体制どうするか、先ほどのようなお話をしておりますが、そういうふうな点、私権の問題等踏まえまして、私どもとしては、今回のこの法案の考え方ではよろしいんじゃないかと思ふわけでございまして。

○秋山長造君 私どもの手元に配られております資料の中に「全国都道府県教育委員会協議会・都道府県教育長協議会要望書」文化財保護法改正についてというところで、昭和四十七年出てますね。これはあなたが中心になっておやりになったんじゃないかと思ふんですが、そのときにいまのような第二部会の主査というふうなお仕事しておられたかどうか、いずれにしても、これ非常に御関係になっておるんじゃないかと思ふんですが、この中の「埋蔵文化財について」という項目がありまして、相当多岐にわたってかなり徹底した要望が書いてありますが、その中に、やはり届出制では不徹底を免れない、特に現在の開発ブームに押しまくられて、とてもこれは対抗できないと、ぜひもっと明確な許可制にしたいというところと書いてあります。この文章から考えますと、いまのあなたの御発言、ちょっと大分御遠慮、まあ後退した感じとは申し上げません、それはあなたの言外におっしゃっていることは十分わかりますからそこまでは申し上げませんけれども、まあそれにしてもちょっと御遠慮され過ぎた発言のようにも思ふんですが、特に静岡県なんか六千カ所から埋蔵文化財を抱えておられるというところで、しかも静岡県もなかなか開発は盛んな県でございますが、ぜひいふあなたの実務問題としては困っておられるんじゃないですか、その現在の微温的な制度のために。そこら、こういう席ですからかまわずに、ひとつわれわれよりいいものをつくろうという熱意、ただそれだけでどういふ審議をやっているわけですか、別に他意あるわけじゃないですから、ひとつ率直な御発言をもう一度お聞かせいただきたいと思ひます。

○参考人(宗知信君) 実は、私はこの四月から教育長になりましたので、ちょっと昔のことよく存

じ上げていないのでございまして、実は教育長協議会の改正の要望書というのは、昭和四十五と六年に研究をされて、そして四十七年に要望書をお出しになったようでございます。実は、教育長協議会として予算等の問題につきましては毎年いろいろ変わった形で出ていくわけでございますが、この要望書は、この時点でこのままになっておりまして、多少時代的なニュアンスの違いもあるんじゃないかという感じがいたしております。ただ、いま私、遠慮申し上げたというお話でございますが、別に遠慮を申し上げたわけでもございまして、私も、私どもとしては率直に申し上げて、まあ事前協議制の問題もございまして、仮指定の方法もございまして。そういったことも含めまして、確かに要望書には許可制をお願いしてございまして、すけれども、内容的に改正案の中で届出期間の延長とか、あるいは遺跡発見の場合の停止、禁止の措置が織り込まれておりますので、そういった意味で、今回はこれを評価したいというのが私どもの気持ちでございます。

○秋山長造君 櫻井さんにお尋ねしますが、先ほどの御発言の中の一項目として、やはり文化財保護法の改正をやる場合、基本理念を確立、明示することが非常に重要だということを強調されたと思ふんですが、この基本理念を盛り込むとすれば、法律、文化財保護法の総則に盛り込まなきゃならないわけですが、あなたの方その総則に基本理念として盛り込まれる場合、大体どういうことを具体的に盛り込んでもらいたいという案がございすれば、参考に聞かしていただきたい。

○参考人(櫻井清彦君) これは、先ほど申し上げましたように、本年の二月の衆議院文化財保護小委員会の自民党から出しました案でございまして、そこに「総則関係」としまして、第三、第四、そういうような項目が挙がっております。大体、これに集約されているというふうに考えております。つまり、国及び事業者の責任の所在、それを明確にするということ、この理念が一番重要な問題であります。その表現にしましては、い

じ上げていないのでございまして、実は教育長協議会の改正の要望書というのは、昭和四十五と六年に研究をされて、そして四十七年に要望書をお出しになったようでございます。実は、教育長協議会として予算等の問題につきましては毎年いろいろ変わった形で出ていくわけでございますが、この要望書は、この時点でこのままになっておりまして、多少時代的なニュアンスの違いもあるんじゃないかという感じがいたしております。ただ、いま私、遠慮申し上げたというお話でございますが、別に遠慮を申し上げたわけでもございまして、私も、私どもとしては率直に申し上げて、まあ事前協議制の問題もございまして、仮指定の方法もございまして。そういったことも含めまして、確かに要望書には許可制をお願いしてございまして、すけれども、内容的に改正案の中で届出期間の延長とか、あるいは遺跡発見の場合の停止、禁止の措置が織り込まれておりますので、そういった意味で、今回はこれを評価したいというのが私どもの気持ちでございます。

○秋山長造君 櫻井さんにお尋ねしますが、先ほどの御発言の中の一項目として、やはり文化財保護法の改正をやる場合、基本理念を確立、明示することが非常に重要だということを強調されたと思ふんですが、この基本理念を盛り込むとすれば、法律、文化財保護法の総則に盛り込まなきゃならないわけですが、あなたの方その総則に基本理念として盛り込まれる場合、大体どういうことを具体的に盛り込んでもらいたいという案がございすれば、参考に聞かしていただきたい。

○参考人(櫻井清彦君) これは、先ほど申し上げましたように、本年の二月の衆議院文化財保護小委員会の自民党から出しました案でございまして、そこに「総則関係」としまして、第三、第四、そういうような項目が挙がっております。大体、これに集約されているというふうに考えております。つまり、国及び事業者の責任の所在、それを明確にするということ、この理念が一番重要な問題であります。その表現にしましては、い

ろいろのことがあると思いますが、内容的にはこの第三、第四と、これを大体考えております。

○秋山長造君 甘粕さんにお尋ねしますが、やはりいまの基本理念の問題について先ほどあなたもお触れになったのですが、その基本理念の具体的な内容については大体項目に分けてこれとこれとこれはぜひ盛り込んでもらいたい、ということがございましたら念のため承りたいと思います。

○参考人(甘粕健君) これは、一つは、この一九六〇年以降の高度成長の中で一番問題になってきたことは、文化財というのは単に県としての文化財でなく、国民の歴史的な環境なんだと、かけがえない環境だと、こういう観点からその他の自然保護の問題なども絡んで、かなりの国民的な合意というところまでできていると思います。単に一般的に国民共有財産だということじゃなくして、そういう明らかに日本人が住んでいるそれぞれの場合場所でも正しい歴史教育を受け、豊かな環境の中で生活していく、そして将来に向かって文化を発展させていく、地域地域の住民がですね、その基礎が実はいまの環境の中核をなす歴史的な環境として、埋蔵文化財を中心としたそういうものなんだ、こういうことが出てきたと思うんです。ですから、この点がはっきりすれば、届けを出して記録だけ取って壊せばいいんだという従来の考え方というものはかなり克服できるんじゃないかということです。ですから、そういうものから、学術会議の勧告に盛り込まれている基本理念というものを骨子にしたい、目的の方なりあるいは特に総則を設けるなり、これをぜひ——あるいは可及的すみやかな将来の課題と書いてもいいですが、しかし少なくとも、自民党案にもあった「国及び地方公共団体の任務」と「総則関係」の第二に掲げておられます、従来つまり保護法の「趣旨の徹底に務めなければならない」という一般的な規定だったわけですから、今度は「適切な保存のための施策の策定」ということが義務づけられた、つまり自民党案で、これは復活していただくことが非常に

ありがたいというふうに思います。

それから第三のもう一つの点は、やはり同じ案に出ておりますけれども、この「地域開発の策定時における配慮」ですね、地域開発というものは文化財を積極的に残していくということが真の開発なんだというところだと思えます。それをやはりその責任があるのは、国や地方公共団体が一番責任があるんだということを、この自民党案の第三項でうたっておられます。この点ですね、それから、文化財は国民一般に保存する義務がありますけれども、しかし六〇年以降の現実の事態の進行の中で非常に明確なのは、やっぱり大規模開発、そういう企業の活動というものがやはり大きな破壊の要因になっているということも、国民的合意に達したと思うわけです。この点、国民一般に義務を求め、保存の義務を課するという点ととも、やはり具体的にこの自民党案の第四にもあった「事業者の責務」ですね、この事業者は事業活動に当たって文化財が保存できるように意識的に考えてやらなければならない。また、地方公共団体の担当者はこの辺を強く望んでおられると思いますけれども、つまり企業が文化財保護のための施策に協力しなければならぬ、国や自治体です、このことをやはり明文化してあるわけですから、自民党案には、ぜひこれだけはやっていただきたいということで、多くを望んでおるわけではございません。

○秋山長造君 文化財の問題は、これはもう何となくいっても国民全般の理解あるいはコンセンサス、そういうものを背景にしていかなければ、これは効果があがらぬことは当然ですが、それはもう当然の前提として、あなた方はやっぱり学者、専門家と、それから文化庁なりあるいは都道府、県市町村なり、こういう行政当局とが緊密な協力をしていってやらなければ、これは実効があがらぬことはもうこれは当然ですが、特にこの埋蔵文化財の発掘等については、考古学者の皆さんと行政当局との協力関係が最も緊密でなきゃならぬこと

はこれは当然だと思うんですが、そういう点について、今日までの実態はどうなっておるかということ、あなたの方のお立場からの御発言をいただきたいと思うんです。

それから、さらに、いま三カ月、六カ月という期限の問題が非常に問題になっているわけですが、それと関連して、こういう埋蔵文化財の発掘、調査なんかの実態はどうなっておるか。これは私たちの想像では、大学の考古学の先生が、夏休みなんかには学生の協力のもとに断続的にやっていたり、あるいはいろいろなことにならざるを得ないんじゃないかという気がします。だから、そういう面から考えても、このちょっと期限の問題が当然あなたの方の問題になるだろうという気がするんです。そこら辺について、簡単によろしいからお伺いしたい。

○参考人(甘粕健君) 第一点でありますけれども、これはやはりしばしば考古学協会、あるいは文化財保存全国協議会というところから、個別の遺跡の保存を要望する要望運動というものをやっております。また、やっぱりこれを通じて、文化庁としては全国に目が及ばない面もあるわけですから、そこで緊密な連携が実現して保存に成功したという例は幾つもあげることがあります。ただ、たとえば、御存じの伊場遺跡の場合のように、学会としての要望、あるいは保存団体としての要望ですね。これはぜひ、伊場遺跡の場合は県の指定史跡を解除するところから国の指定史跡にして積極的に守っていただきたいと、こういうのが大多数の要望であるわけです。これは実際に学会単位にいても、全部一斉にそういう要望を出したわけですね。しかし、その点、やっぱり最後まで文化庁との間に評価が食い違った。現実の面では、専門審議委員の先生の一部が実際に伊場の調査に関係されて、そういう先生方とまた第一線の多数の学者の意見とも評価がんで食い違っています。これは、こういうことがしばしばあるわけですね。これは、やはりそういった場合は決して少ないわけでは、これはやはりいまの専門審議

会制度とか、そういうものにも問題がやっぱりあるんじゃないかと思っております。先ほどの事前協議の際にも申しましたけれども、やはり何かたとえば、日本考古学協会とか、われわれの文化財保存全国協議会とか、そういういわば埋蔵文化財というのはだれが代表するということはないわけですね。代弁してくれる人がいないわけですね。ですから、いまの伊場の裁判でも、一体そういうものを学者やなんか伊場の行政処分に対して異議を申し立てる権利があるのかないのかというところが、実際に問題になっているわけですね。だけど、実際は、諸外国の例なんかを見ましても、いわば代表権といいますが、その文化財の保存というところに専念しているというきちっとした団体、学会、そういうものが当然正式にものを申す、そういう権利ですね。国民の文化的環境権というものを代表して、あるいは学問の自由という立場から言っても、そういうものを代表して物を申す、つまり政府、国なり地方自治体なりが指名して審議委員を任意的に選んで、その意見のみによって行政を行っていくというところに、やはり絶えず問題が残るんじゃないか、この辺のことをぜひお考えいただきたいということでございます。

それから、第二点の調査の実態でございます。これは一九六〇年の半ばごろまでは、主要な緊急調査も含めて、やはり大学単位で請け負って調査をするという状態でした。ですから、たとえば、これは最終的には保存に決定した横浜の三股台遺跡などの場合は、三千坪ばかりの丘の上に、二百五十点の堅穴住居が出てきたわけですから、この場合は、東京の日本考古学協会が中心になって、和島誠一先生が指導して、当時、毎日五十人の考古学専攻の学生が、朝から晩まで調査をして、四十日間おっ続けに、もうおっ倒れるまで調査をして、とにかく掘り上げた、ですから、これは非常にスピードですね、四十日間で大遺跡を掘り上げたということがあります。そういうことが六〇年の半ばぐらいまではありました。しか

し、そうなりますと、今度はそういう遺跡があつちにもつちにもあるわけですよ。六〇年の初めごろは、東京首都圏で一カ所か二カ所だったからそういう形でできますよね。だけど、首都圏にそういうのが何カ所も出てくるわけですよ。そうすると、当然その年に出てきたやらなければならぬ調査も、来年、再来年に回さなければならぬ。しかもそういう場合には、必ずやはり夏休みとか春休みとか、そういうときに集中的にやるという状態だったと思います。

ところが、六〇年度の後半から、文化庁の方も考えられまして、各都道府県に専門の調査員、まあ技師とか、嘱託とか、いろいろな形でそれども、まあ若手の研究者を組織しまして、それが現在では全国で四百人を超えるという体制になつて、漸次調査の主体は、大学単位のものからそういう行政調査に移行しているわけでありまして。この場合は、ですから通年調査ができるという点が大きく性格が変わってきたわけでありまして。しかし、じゃ通年になったからトータルでいままでのやり方よりも能力が上がるかという点、これは必ずしもそうではないです。年二千件という調査を四百人の人がたとえやっていくわけでしょう。だから、一遺跡に二人とか、一人半というところで張りついているわけですよ。それに人夫を使つてやるわけでしょう。ですから、大学が中心になつて、五十人なり百人の組織された専攻生にやつてもらつて、大学院クラスの幹部がいて、助手がいて、講師、助教がいてという体制でもう、勢をつけてぶつ倒れるまで四十日かかってやり通すというわけにはいかないわけですよ。その技官にも生活があるわけですからね。しかし、それも日曜、祭日もなしに現にやっているわけですね。ですから、これはいまの体制では、その事前調査自身を減らす方に持っていかなければ、もうどうにもならない状況になっているだろうと、つまり、通年やれるからといって、いままでより能力が上がついているわけではないと思います。そこら辺のところをぜひお考えいただきたいというふう

に、それに、まして二千カ所散らばりますと、考古学にも、医者の外科と内科と神経科とかいろいろあるように、実際には専攻、専攻があるわけですね。ですから、その専攻にかかわりなく、たまにたまある調査を引き受けなければならぬ、行政的にですね、そういう現場の研究者たちはですね。そういう矛盾も出てきているわけですから、こういう矛盾を全体としてどう解決するかということ、非常に日本のこれからの学問の問題にも、また文化財保護の問題からも、深刻な問題なわけですから、そういうようなところをぜひ今度の国会でも十分に検討していただきたいというふうに思います。

○松永忠二君 先にひとつ、いま、少し私たちのお聞きをする態度でありますけれども、私は、実は今回の改正は非常に大幅な改正であるし、それからまた、相当抜本的な性格も持っている。そう再々、法律というのは改正はできないので、この改正の機会にできるだけ要望に応ずるような点をひとつ加えていかなければいけないものだという、こういう考え方を私たちは持っているわけでありまして。そういうふうな意味で、私はぜひいいものを加えたいというように考えているわけなんです。

まず最初に、櫻井先生と宗さんにお伺いします。櫻井先生、いま秋山委員からお聞きいただきましたように、理念的な問題について一つの問題点があるというお話であります。それを除いて、もしこのいまの案に何かを加えるなり、改めるとすれば、何が一番あなたの方の御要望の点なのかというところが一点であります。

それからもう一点は、これは宗さんと櫻井さんと両方にお聞きをするわけでありまして、衆議院の段階で参考人として考古学会と全国の都道府県の教育長協議会の方が呼ばれたようでありまして、それを除いて、この案をつくるに当たって、皆さんの御意見を徴せられた事実があるのかないのか、これ事実をただお答えをいただきたい、そう思います。

○参考人(櫻井清彦君) 私たちの一番望みますのは許可制のごときでございます。しかし、この許可制は現時点では不可能であると、したがって、これをこの新しい改正案の中に入れることはまず時間的にもできないことです。

それから、次の不時発見の場合の期間の問題、これも先ほど来のお話を伺いますと、現在はそれでしきもぎりぎりの線であるというように御説明がございました。したがって、私個人といたしましては、これをさらに一年あるいは二年というふうな、そういうふうな訂正するということ、あるいは加えるということとは現段階では申し上げられない。ただ、事前協議の中期の問題で、ただ協議に終わらずに、先ほど申しましたように保存への路線が敷ける会談、もしできましたらこういう点がその中に盛り込まれますように、それをお願いいたします。

それから、第二点の協議のことですが、これちょっと理解できないんですが、どういうことでしょうか。

○松永忠二君 宗さんにも同じことですが、つまり、考古学会というのは改正についてずいぶん前にいろいろなるものを出されておるわけですね。もう昭和四十八年ころから出しておる。そこで、今度改正するに当たって最終段階で参考人を呼ばれているのは、これはもう事実であります。それ以外にそれ前なり、あるいはその後に当たって、特にあなたの方を呼んで考古学会の意見を聴取をするような機会があったのかどうか、その事実だけをお聞きをされているんです。

○参考人(櫻井清彦君) いま衆議院の場合、江上先生の場合を除くと先ほどおっしゃいました。それを除きますと、われわれに直接意見を求められたことはなかったように記憶しております。

○松永忠二君 宗さんいかがですか。

○参考人(宗知信君) 実は教育長協議会は四月に一度会合がございまして、新潟で第二部会があったわけでございます。そのときに文化庁の方からおいでになりました、大体法案について、こうい

ったような形で現在進んでいるんだという御報告はお話伺いました。四月以後はそれだけでござい

○松永忠二君 甘粕さんにお尋ねをいたしますが、遺跡の発見をした場合において、停止命令、禁止命令を出すというこの問題ですけれども、文化庁側の方の説明によりますと、もし非常に重要な場合には指定してしまつと、つまり国の指定にするというふうな方法もあるというふうなことを言われているわけですが、私は国の指定というのは非常に数が少ないし、また、国の指定をしようとするときに、そう軽はずみの判断をすることはできない。やはり価値判断を正しくしなければならぬ。ということになると、そう簡単にこの期間の中にどうもぐあい悪いから、越しそつだから指定してしまふというのは、ちょっとそれは不可能じゃないかというふうに思うんですが、この点を一点、調査体制については、あなたのおっしゃった御説明でわかりましたので、片方は不十分だと言ふし、片方は何とかなると言ふし、これ意見の違いが私はあると思う。いまの点が一点です。

二点目としては、国の機関が発掘に関して特に協議をするという問題であります。これについては、あなたの方が保存をされている中で、相当紛争を起しておるものが、先ほどお話がありましたように、国とか、そういうものの公共の機関がやっているものだと、こういうことになる。これについて、事前に協議をしていくということになると、よほどやはりチェックをする必要があるのではないかと、この点をあなたからは学会とか、いろいろなる保護団体の事前的な意見を聞くようにというお話もあつたけれども、私は一つの方法としては、明確にやはりそういう場合には理由を付して公開をするという必要がある。これは公開をして理由を付せば、その理由について学問的に批判を受けるわけでありまして、やはりそういうふうな意味の歯どめというものも必要なんではないかと思うが、こういう点についてお聞きをしたい。

三点目としては、いまだ秋山委員から御説明がありましたが、現在、こういう紛争に伴って、いわゆる行政訴訟法の問題で争いが起きている。この点について、いま言うとおりの、公害の問題にしても、単に直接の被害者だけではない他の者から、訴訟がでる得るようないろいろな法律ができていくわけだ。たとえば、古都保存法などにも「国民がひとしくその恵沢を享受し」というようなことを言っているし、自然環境保全法も「広く国民がその恵沢を享受するとともに」というようなことを出しているわけでありすが、どういふ点が特にそういう点で不備なのか、つまりお話をうかがう文化財を守るといふ立場から、国民的立場からこれを運動していく上において、特にそういう点でどういふふうなことが入れられることが必要であるのかという点が三点目でありま

す。なお、四点目にも一つお聞きをしたいのは、届出制を許可制にするということについては非常に困難だといふふうな説明であります。しかし、同時に法律を見ると、今度新たに加えられたものは、遺跡を周知するために標示をするということが出てくるわけだ。そういう標示をするということをしなから、事実上そういうことは許可制にすれば、そういう点を明確にしなければできないので、非常に困難だと言っているわけでありすが、諸外国の例から考えても何か方法がないのかどうか、そういう点についての意見をお聞きをしたい。四点御説明をいただきたいと思ひます。

○参考人(甘粕健君) 正確を期するために四点、もう一度先生恐れ入りますけれども、項目だけ指摘していただきたいと思ひます。

○松永忠二君 まとめて申しましたので、要約して、要するに遺跡の発見に関する届け出の停止命令などについて、いわゆる史跡指定をすることによってそれを防いでいくということを説明をされているようだが、非常に困難だと考えるがどうか。それからその次に、国の機関等が行う発掘に關

する特例、事前協議の問題について、有効なチェックの方法、このことで紛争が起きて、あなた方はそのことで非常に努力をされているわけなんですけれども、そういう点について、もっとひとつ有効な方法はないのか、理由を付して出さざるというふうなことも一つの方法ではないかと思ひわけです。

第三点としては、行政訴訟法によって訴訟が行われている。そういう点から考えるならば、この文化財保護法のどこに根本的な欠陥があるのか、あるいは特に挿入しなきゃいけないと考えるものは何なのかということがその第三点。

それからその次に、届出制を許可制にする困難をいろいろ説明をされているけれども、これについてはあなた方はどういふふうにお考えになるか、こういうことです。

○参考人(甘粕健君) 一般の埋蔵文化財が危機にさらされた場合に、仮指定なり何なりの措置によってチェックをかけるということには非常に望ましいことだと思ひます。これは恐らく本来、史跡指定の条項ができた段階は、これは史跡、名勝、天然記念物保護法以来のことだと思ひますけれども、そういう破壊される遺跡を守るために史跡指定をかけるという考え方はなかったと思ひます。しかし、これは実際の平城宮跡の保存運動以来、具体的に学会や住民から保存の要求が起きている中で、それに対する国の責任ある対応としてできるものは史跡指定を打って守っていくということで保存運動と行政とは協力してきたと思ひます。ですから、この点はむしろもっと財政的な裏づけをつけてどしどし仮指定なり本指定なり打っていただきたいということでありま。しかし、この五十七条の五が発動された場合、時間切れになったと、それをカバーするために史跡指定を打つということとは現実の問題としてはいふぶん困難ではないか。やはりそれは非常に開発側ともどもに思ひている状況の中で時間切れになる場合が多いと思ひわけです。そうして、その場合、必ずしも従来の国の指定の基準から言えはちょっとむずかしいとい

いう現実の場合が非常に多いんです。ここで史跡指定打ってくれば本場に助かるという場合でも、すでにかなり壊されてしまっているとか、あるいは全国的に見て基準にちょっと無理だとか、そういうことを絶えず言われてきた。しかし、少なくとも、その遺跡は十分調査しなければならぬ非常に重要なものだ、史跡には指定はできないけれども十分調査すべきだという点では、必ずそれは文化庁とわれわれと意見が一致するわけなんです。けど、そういう場合、やはりこの中止命令権に時間のリミットがあるとやはりそれはできないんじゃないか。つまり合法的に時間切れだよということでも壊されてしまうこともあるんじゃないかという点で、やはり最初の私どもの出していた疑問というものは史跡指定の問題でもこれは解けないということでございます。

それから事前協議の問題でございますけれども、これは確かに先生のおっしゃるとおり、理由を明示していただくということは、一歩前進になるんではないかと、住民の立場から言っても、学会の立場から言っても、あるいは開発の側にとっても、要するに、その地域計画を民主的に進めていくという観点で重要な文化財保存のための施策というものを単に学者だけではなくて地域住民にも知らせて協力を求めていくと、こういう考え方は非常に必要だと思ひます。従来もこれは非常にこそくなことではありますけれども、行政調査の過程で、いろいろな段階で現地説明会というものを現場の行政官の努力で開いていただいています。これが開かれないで、むしろ、保存運動がうるさいからということとで秘密裏に調査をされると、報道管制がされるという場合と、それから実際に担当者の努力でむしろ公開して市民に広く現地説明会ということをやるといふこの二つのあり方が実際に現実にはあります。ですから、むしろ、そういう行政の立場としては重要な遺跡を掘っている場合は、定期的に広く学会や住民にその内容を現地説明会という形で公開するといふようなことも当然むしろ義務づけていただくと、これは法律

で義務づけるのかどうかかわかりませんが、でも、こういうことが非常に大事なことではないか。そのまた発掘の現場で学会の人たちと、あるいは住民と、それからそういう調査をしている担当者などがフリーな学術的な討論をするということがまことに望ましいことである。そういう中で、住民自身もこれはしかしやっぱりどこかで保存する方がいんじゃないかというのをみんな考えていった形で、住民の責任でその後の処理が好転するといふ場合が実際にしばしばあるわけだ。こういうことをぜひ裏づけていただきたいということだ。それから、第二の国民の権利のことであるけれども、これは今度の法改正の間でも、私どもの常識と、それから恐らく法制局で考えられている法律の常識との間にいふんずれがあるということをつくづく感じたわけでありすが、けれども、しかし、天下の大勢は、そういう環境権として学会や住民の側にも文化財を守らせ、その恵みを受ける、そういう権利があるんだということが国際的に言ってもだんだん固められてきて、それが具体的な判例あるいは外国でも法改正の中でそういう理念が次第に盛られてきているということだと思ひます。そういう点の議論が衆議院段階でなされたのかどうかという点で、恐らくなされてないと思うわけだけれども、これは法律を新しい時代に即していくという場合、非常に重要な点だと思ひます。特にいままでは直接経済的な利害を持った地権者などが異議申し立てをしたりあるいは訴訟を起したりする、そういう道は開かれていたわけだけれども、一体それでは、保護の立場を代表する団体がそういう公聴会を要求したり、異議申し立てをしたり、あるいは裁判に訴えるその代表権というものを設定するといふ方向で、むしろ法律の学者の意見なども十分に聞かれて、そういう新しい改正の方向といふものを引き続き追求していただきたいといふふうに思ひます。

それから最後に、許可制の前提のことでございますけれども、これはもう私もいま直ちに許可制に移行するには非常にいろいろ、特にやはり

○参考人(櫻井清彦君) 私も、その原因者負担で

問題等々、いろいろな問題が残ると思ひます。したがって、こういうような調査が国の財源によつて行われればこれは理想的な形になつていくのではないと思ひます。ただし、これが現実論となりまして、いつもそこで引込まざるを得ない。よく文化庁の皆さんもこの件については話し合ひますけれども、その話ばかり聞けるけれども、現実としては不可能である、こういうこととごさいます。

○参考人(甘粕健君) これは櫻井先生のおっしゃったとおり、この問題で非常に保護の立場というものが現実には弱められてくるということがあります。ただし、まあ大きな企業がそこで利潤を得るために開発をして遺跡を壊すなり現状を変えるという場合、これは当然企業の責任として、国民共有財産を守るために措置を積極的にとるといふ、そういう原則ですね、これを一方でやはり確立しながら、やはり原因者におかふさつて、この調査費を出したということが、その遺跡を破壊する犯罪行為というものにならないように、そのためには、やはり国が相当の自由になる緊急調査費というものを、そして保存運動や学会とタイアップしてそういうものを有効に使つて、特にその遺跡の範囲をいち早く確認するとか、そして次の手を打つと、そういうようなことをとどしとどしやつていただきたいということですが、これが何から何まで国や自治体が文化財保存のめんどろを見るんだということになると、いまの開発の状況から見ると、これは必ずしも得策でない。ですから、そういう意味から言つても、総則関係で事業者の責務というものをやはり明確にしたいながら、国の調査費というものを、特に保存のための調査費というものを大幅にふやして、そのための体制も強めるといふふうにお願ひしたいというふうに思ひます。

○内田善利君 それと、調査期間の問題ですが、これは先ほども出ておりましたが、実際、広域な埋蔵文化財がある場合、先ほど何か所か例を挙げられたわけですが、広さあるいは土質とい

いますか、地質といひますか、そういうもの、あるいは雨期にかつたような場合とか、いろいろ原因があつて、そういう期間が出てくると思ひますけれども、実際、大体平均して、たとえば幅一メートルなら一メートルで、深さ一メートルぐらゐ掘るのに、具体例——これでもくても結構ですが、どれくらいかかるものなのか、調査の実態、もし、これ、おわかりでしたら御答弁いただきたいと思ひます。

それと、時間の関係で、第二点は、組織のことでも先ほどの答弁でわかりましたが、現在の大学の考古学教室数、それと学生定員数で、現状はいいかどうか、大学に籍を置いておられる両先生にお聞きしたいと思ひます。

それから最後に、外国もほとんど屈出制から許可制に移行してあるということですが、先ほどもこの屈出制、現状のままでいいですか、やむを得ないということでしたけれども、この屈出制であるがゆゑに届け出ないままに大きな重要な文化財が破壊されたという例があるならば、これを二、三お聞かせ願ひたいと思ひます。

以上三点、お伺ひしたいと思ひます。

○参考人(櫻井清彦君) まず、第一点の広域地域における調査の期間、大体どのぐらいの面積がどのぐらいの期間で発掘できるかという御質問だつたと思ひます。これも先ほど申しました埋蔵文化財でありまして、掘つてみなきゃわからない。何にも出ないときは、それこそもうえらいスピードでこれを掘り上げることが出来ます。ただし、そこにえらいの知れない遺構が出る、あるいは非常に複雑な内容を持つ遺構が出る。こうなりますと、それこそ一メートル四方掘るのに、一日、二日、三日、しかも、それを測量しながら調査いたします。あるいは実測をしながら、あるいは撮影をしながら、あるいは後で自然科学的な処置をするために、具体的に花粉分析であるとか、あるいはラジオカーボンの測定、あるいは地質の含有量の測定、その試料を取る、あるいは地磁気の測定、こういうものがそこに介在してまい

りますと、一平方メートル掘るだけでも大変なことに時間と労力が必要になってまいります。したがひまして、いま私の手元では、一平米あるいは百平米、どのぐらいの平均的な時間がかかるかということとは、ちょっと計算ができない状態でありま。

それから、第二点の大学の考古学の組織でございます。これは旧帝国大学、ここに考古学の専門分野がありますし、そのほか、私立大学あるいは地方の国立大学にも考古学の講座あるいは研究室、資料室というふうなものがあります。絶対数としては、これは非常に少ないわけですが、そこから年々出ていきます学生諸君は、必ずしも十分な数とは言ひ切れません。

それからもう一つは、特に私立大学であります。ある私立大学では、たしか一学年六十名近い考古学の学生諸君がおられると思ひます。しかし、その方々が六十名卒業されて、その方全部がこういうような埋蔵文化財にかかわられるかという、決してそうではない。そこにかかわられる方は数%にすぎないといふふうにいわれております。そこにはやはり考古学ではなかなか飯が食えないといふような問題もあると思ひます。いろいろ複雑な問題があると思ひますけれども、ですから現在の大学の機構及び数等ではいろいろまだまだ問題が多い。

それからもう一つ、ちょっとこれは問題が違つてくるかもしれませんが、各大学ではそれぞれの大学としての研究テーマを持っております。そういう中に、たとえば、いま問題になっているどこどこが発見されるから調査しろ、そういう問題が飛び込んでくるわけです。したがひまして、ある意味では、緊急を要するときは、自分たちのテーマというものを置いておいて、そしてその緊急性のある調査に踏み込まなければならぬということと出てきます。したがひまして、その大学のプロジェクトの中でそれを立てますから、かなり変則的な調査しかできない。たとえば夏休みの半分しかできない、あるいは冬休みの半分というの

で、一つの大学が一つの調査を請負つた場合には非常に長い時間がかかる。つまり、調査しない時間もそこに入ってくる。したがひまして、具体的には、先ほどの三カ月とか六カ月とかという線は非常に無理がある。したがひまして、その背後に強力な組織がどこかにそういうものがあるのだろうかという疑問が出てくるわけでありま。

それから、外国の問題であります。最近、私もエジプトの調査をやらしていただいておりましたけれども、エジプトなどもかなり強力な許可制をしております。しかし、これは日本との国情が全然違つたわけで、しかもエジプトの場合は日本の考古学のキャリアよりも倍も三倍も四倍も古いキャリアを持っております。その中で煮詰められたものが、今日いろいろな文化財保護法としてエジプトには存在するわけです。したがひまして、エジプトでは許可制をやっておりますけれども、日本の許可制と直ちにそれを結びつける、あるいは直ちにそれを組み入れるということとはちょっとできないのではないかと。これは英国においても同じようなことが言えると思ひます。日本の場合は、とにかく、こういうような保護法自体非常に新しい法律といふふうに感ぜられます。それから、それにかかわる研究者も、それから行政担当者もみんな歴史が浅い。そういうところにもやはりいろいろな問題がある。一気に何かが発見して出てきた、そういうところをやはりわれわれははっきり認識しながら許可制、屈出制等の問題にも対処していかなければならないと思ひます。それだけに、先ほど松永さんの方から、何かつけ加えることがないかといふようなことがありました。私、そのとき言ひ落としたんですが、やはり理念的なもの、総則的なものをこの新しく出される改正の中に入れていただきたい。たとえば、国及び地方公共団体の任務であるとか、あるいは事業者の責務、そういうものをぜひ盛り込んでいただきたい。そういう面では、いまの広域調査の問題、組織などの面もかなり運用の面においてこれが使われ

るのではないかとこのように感じます。

以上でございます。

○加藤進君　すでに私以外の委員からいろいろ貴重な質疑が交わされたわけでございますから、私は時間の許す限り重複しない範囲で若干の質疑を申し上げます。

まず最初に、櫻井参考人にお尋ねしたいわけでございますけれども、この法案が参議院に送付されてまいりましたのはまだ六月に入ってからでございます。参議院文教委員会における質疑の時間は決して十分とはいえないものがあると思ひます。私たちの会館の部屋に再三学会あるいは保護団体の皆さんの来訪をいただきまして、それぞれ貴重な御意見を拝聴しておるわけでございますけれども、そのほとんどすべては、この法改正におけるさまざまな前進面は認めるけれども、しかし、この法案には非常な大きな不備があるという点で一致しておるようでございます。私たち国会で審議に当たる者にとりましては、そういう貴重な皆さんの現場における御苦勞をいざあわされたいという御意見、これを十分に法案に反映させていかなくてはならぬと、こういう役目を持つておると考えておるわけでございますけれども、この法案のいわば素案と申しますか、あるいは原案と申しますか、そのような法案準備に努力された文化庁の側から皆さんの組織されておる、あるいは考古学会とかあるいは文化財保護全国協議会等々の団体に対して、このような法改正を行いたいけれどもどうかという御意見の聴取、あるいは皆さんの御要望についての懇談——諮問とは申しませんが、そのような機会が文化庁の方から申し出られたことがあったかどうか、こういう点について簡単に御答えいただきたいと思ひます。

○参考人(櫻井清彦君)　たとえば、文化庁の方から積極的に日本考古学会へこの件に関して働きかけられたことは多分ないと思ひます。ただし、われわれ日本考古学会の中には、たかさんの文化庁関係の方が入っております。したがって、

て、個人的な意見の交換等々はかなり行われております。それからもう一つ、この文化財保護法の改正そのものではございませんけれども、やはりこれに多少つながりがあるかと思ひます。たとえば三年ぐらゐ前になりましたが、これは学会等に依頼されたのではなくて、個人的に文化庁の方から依頼がございまして、三回ないし四回ほどこの文化財の分析等を行いました。その時点で埋蔵文化財センターなどの問題も最終的にそれが表面化したしました。したがって、学会等に公の、オフィシャルな形ではそういう相談はありませんでした。けれども、個人的に、個人的な意味でオフィシャルには積極的な働きかけがございました。

○加藤進君　申すまでもなく、この法改正は議員立法でございますから、その意味では文化庁が矢面に立たれることはないと思ひますけれども、しかし、基本的には、文化庁がそれなりの従来の行政の立場から見てこの法案の不備について積極的な意見を持っておられればこそ、このような法改正がまず発議されたのではないかと私考えておるわけでございますが、そういう点でいまの御答弁を聞きまして実情がわかったわけでございますが、なお、三月以降今日まですでに衆議院段階では相当の論議が進められておるわけでございますが、その間に当たって諸先生たちの意見を衆議院段階での論議の中で聴取されたということは、参考人をお呼びいただくという機会以外にあったかどうか、その点だけでも一度確かめたいと思ひますが、甘粕先生いかがでございますでしょうか。

○参考人(甘粕健君)　最初の自己紹介のときも申しましたけれども、学術会議の中の特別委員会を初め考古学会の埋蔵文化財特別委員会等八団体で国会の審議の過程でいろいろ意見具申を個別的にやる努力をやったわけであります。また、正式に小委員長に対しても学会と懇談を持っております。それとそれから最終的な結論を出す前に、そういう学会との懇談を前置してはいいという趣旨の申し入れは再々いたしましたし、陳述の席でも、学術会議の林先生からもそういうことが発言ありま

したけれども、残念ながら衆議院段階ではそういった小委員会として衆議院の文化財保護対策小委員会と、そして学会代表との話し合いというものを待つ機会がございませんでした。それから文化庁に対しては、たとえば考古学会などから要望書を出して、その説明にこちらから出向くというところが二度あったわけですね。最終的には、超党派の案が出た段階に考古学会のちょうど総会がありまして、そこで非常に問題の点があるという趣旨を織り込んだ決議をして、そして文化庁長官もお訪ねしたということがあります。要するに、積極的に文化庁の方から学会に対して意見を求めるということはありませんで、むしろ、できたものに対してわれわれが最終的にそういう意見を述べたのに対して文化庁の方が説得されるというような姿勢でございました。

○加藤進君　今度の改正は学術団体や保護団体の方たちの要望をすべてかなえていく方向での抜本改正ではない、こういう性格づけを持っている法案だと考えています。したがって、この法改正の内容としては、開発の振興に伴って危機に瀕する文化財そのものを何とかして食い止め、守ってきたい、こういう点では、緊急の措置的性格を持つ法案だと、こういうふうには私には見ておるわけでございますが、であればこそ、実はこの改正に当たって当然保護されるべき文化財の保護に重大な欠陥がある、あるいは不備があるということになるならば、一体、法改正は何のためにやるのかと反問せざるを得ないような問題が出てくるのではないかと考えています。その点で先ほども問題になりましたような不時発見の場合でございますけれども、埋蔵文化財の不時発見に当たって六カ月の停止命令の期間の制限がある、こういう問題でございますけれども、この点について、先ほど甘粕参考人から、たとえば姫方遺跡とか、あるいは池上、また伊場遺跡等々の実例がございまして、六カ月はとうていできないんだと、こういう御説明があったと思ひますけれども、文化庁の方の御説明によりますと、いや大丈夫、六

カ月でできますと、こういう御意向のようでございます。それがまさにこのような六カ月ということでは法案化されておると考えておりますけれども、もし文化庁の言われるように、六カ月でやれます、やってみますと、こうおっしゃった場合に、今日のような状況のもとで一体どうなのか。文化遺跡はどうなるのかという不安と懸念を私は感ずるわけでございますけれども、その点につきまして、甘粕先生どういふ御見解をお持ちになるでございましょうか。大丈夫でございましょうか。

○参考人(甘粕健君)　これは確かに六カ月以内でできるという場合も多いと思ひます。しかし、その場合も、実際にそういう具体的な調査に入るまでに、いままでの例から見ても相当体制を整えても時間がかかるわけですね。それも未決通算六カ月ということに非常に大きな問題を感じるわけでございます。そしてまた、現実には当然六カ月以上かかる遺跡に発動してもらいたい場合がしばしば出てくると思ひます。そのとき発動した、しかし、この規定があるために恐らく行政としてはこの六カ月以内に調査を上げた、そういうたまたまにせざるを得ないと思ひます。そうするとどうなるか、実際そこに派遣される技師たちは自分の良心を曲げて荒い調査をし、しかも、まだ下層にはたくさん残っている、しかし涙をのんで終ったという宣言をせざるを得ないではないか、これはまことに学問から言っても、あるいは住民に対しても申しわけのないことで、非常に数々のことになるのじゃないか、これを非常に恐れるわけであります。実際に非常に筋のいい遺跡がばんと出まして、高松塚のようにだれが見てもこれは非常に問題だということになるので直ちに伝家の宝刀がふるえる場合もあると思ひます。その場合、たとえば奈良の国立文化財研究所で平城宮跡調査の調査に従事している人々を引っこ抜いて、すぐ飛行機なんかに乗せてそこへ行ってもらうということ、これは一回や二回はできると思ひます。ただ、そのことのむしろ副作用が恐ろしい

と、つまり、やろうと思えば九カ月以内にはできると、つじやないかということを外内に宣言して、そうして各地の調査にハツパをかけると、できもしないことをとにかくできたという形で終わらざるを得ないようなそういう状況がもしできたら非常に困る。しかし、これは決して杞憂ではないと思えます。ですから、中止命令権を出されたということです。はもう実にはありがたいわけですから、ですから、せっかくのこれが反作用を起こさないで、しかも、有効に使えるようにせひ手直しをしていただきたい。これらについて、これはもう衆議院で十分かなり詰められて、もうこの段階ではこう確かに緊急措置であると、引き続き改正を重ねるといふことを言明しておられるのを私どもも存じておりますし、ですから、そうどこもかしこも変えろとかそういうことを言っているわけじゃないんで、少なくとも、この部分はマイナスになるんだというふうには私は思うわけです。また学会もそういうことを非常に恐れているわけですから、どこもこれもということではないけれども、ここだけはずいぶん検討していただきたい、こういうことです。○加藤進君　もう一つお尋ねしたいのは、届け出から一カ月以内に停止命令を行うと、こういうやり方にも制限が、期間があるわけでございますけれども、一カ月では困るという意見でございます。すなわち、これをどの程度延ばすとか、二カ月あるいは三カ月ならばまあいいというような具体的な御意見がございましたら、この機会にお聞きしたいということ、先ほどの六カ月以内で困るという意見につきまして、これをたとえば八カ月にするとか、いやそれよりも一年ほしいとかというような具体的な意見がありましたら、その点の期間上の御意見もお聞きしたいと思えます。

○参考人(甘粕健君) この一カ月ではないかにも実情に合わないだろうということはもう本当にそうなんです。じゃ、二カ月にしたらどうかという問題確かにあると思います。つまり、五十七条の二の一般の場合も三十日から六十日にこれを延ばして

いただいたわけですからね。だから、たとえ實際、不時発見の場合は、実情はもうすでに周知の遺跡の五十七条の二の届け出というものはもう事前協議的になっているわけですね。ちゃんとした企業はかなり早くから相談してくるわけでございます。ですから、そういう点では十分六十日もあればやっぱりかなりこう有効な手が打てるということはあるですね。ところが、何しろ不時発見ですから、逆に開発の方から言えば確かに不時発見であるからこそ早く処理してほしいというのも、これもわかります。だけど、保護の立場から言えば、不時発見だからこそ十分そこを間をとってくれないうと有効な手が打てないということですよ。ですから、そういう意味では二月にたとえ延ばしたところで条件から言えば周知の遺跡の場合より条件悪いですから、二月になっても非常に不満である、危険があるというふうに考えます。ですから、一番望ましいのはいつ抜くかわからないといふところには伝家の宝刀の意味があるわけですから、必要に応じて打つんだと。実際、そうなんです。現場で、最初通常の指示に従うかのごとく企てます。現場では出発する場合がありますよ。実際これやっている間に向こうもがまんし切れなくなるわけですね。で、実際に最初に約束したより延びるというところはむしろあるわけですね。それは下から、下から下から出てくるということとはよくあるわけですね。ですから、そういうことで開発側もこれは困ったということになるわけですが、しかし、その場合もう時間切れだということでもうがまんできないと、少々非難をこううけてもここで強行突破しようというときに、いままでもずいぶんそういうときに文化庁の技官にも飛んできてもらっても待つてくれという指示を出してもらったこともあります。だけど、指示では聞かない。実際ブルドーザーが入ったという例が幾つもあるのです。そういうときに発動してもらったとすれば、やはりむしろ六ヶ月の期限が終わったところになって、そういうものが必要になってくるということなんです。そういう意味では可及

的速やかはこの条項は発動するのだけれども、しかし、特に発動する期限は切れないと、いつまでもに発動しなければいけないということはやはり無理があるのではないか。ですからそういう意味ではこのただし書きは除いていただければいいということです。一般的に中止、停止を命ずることができるといふことが望ましいといふうに存じます。

それから、じゃ二年か三年にしたらどうかということなんですけれども、これもそういう点で言えば非常にむずかしい問題だと思います。さっき挙げた例でも、姫方だったらまあ一年半ぐらいかかるだろうとか、今にして思えば、塚原だったら足かけ二年で、まあ二十カ月ぐらいでできたけれども、まあそんなとかなというふうに私もありますし、それから池上遺跡は二年半かかったと、これもあれは大変りっぱな体制で、とにかく、事前調査としての一億円の大打を越えたのが最初なんです、一九六九年。大いに注目された調査です。それがやはり関西の総力を挙げて、文化庁もずいぶんてこ入れをされて二年半かかったとか、そういうことですから、そういう点をもしと、期限を設けたのだったら、まあ改めてもっと客観的な、学会も納得するような期限になるように、まあ至急そういう委員会でも持っていたかどうかというところがまあもったいないんじゃないか。しかし、むしろこれは期限と範囲を区切って、停止を命令することができると、そして理由を明示するのだと、その都度期限を定めるのだと、そういうつまでも延ばすようなことは特にしないのだということを示明されて、しかも途中でまた、その間でおさまらなくなる場合が間々あるわけですから、それはいまもある、それでも終わらなかった場合は一回に限りという、たとえば三カ月延ばすことができればといういまの条項にもあるわけですから、それを上乗せしていただくとか、幾らもやり方はあるんじゃないかというふうに存じます。

○加藤達君 宗参考人にお尋ねします。文化庁は許可制はきわめて困難だと、その理由

として第一、遺跡の確認ができないのだと、とういうことを一番理由に挙げておられるわけでございませうけれども、都道府県の現地でいろいろ御苦労しておられる教育長でもあられますからお尋ねしますけれども、遺跡の確認というのはそんなにむずかしいものかどうか。できないものかどうか。こういう点で、現場の御経験を簡単ににお聞かせ願いたいと思います。

○参考人(宗知僧君) まあ遺跡の確認が非常にむずかしいかどうかということでございますが、やはり、表にあらわれております場合にはこれはまあ問題ございませんけれども、そうでない場合には、そういう場合を含みましてもやはりこの程度までは必ずあるかということを考えましたときに、やはり具体的には調査をして中へ入ってみたいと完全には確認はできないという場合もいろいろあるんじゃないかと思われまします。たとえば、伊場遺跡の問題なんかにいたしましたも、やはり大溝の流れを見てまいりまして、どの程度まで本当にあるのかという点も多分に問題があるわけでございまして、そういう点、非常に確認しにくいということもあるのではないかという感じがいたします。やはりそういう場合とそれからやはり何と申しますか、面積が非常に広いような場合、公共事業等ではわりあいわかりやすい場合もございませうけれども、狭い範囲の場合についてはやはり何らかの形の調査があつてまあ初めてわかるという場合も当然考えられるんじゃないかというふうに思うわけでございます。

○加藤進君 最後に、菊屋参考人に一点だけお尋ねしますけれども、町並み保存のために大変御苦勞しておられることはお聞きいたしました。まあ条例をつくって、しかも市財政の苦しい中で保存をされておるといふ点では非常な御努力だと思ひますが、とりわけ、町並みの保存ということになりますと、そこに住民が生活し、居住しておるわけでございますから、その関係住民の納得と理解を得なければ、町並みをたとえ指定してみてもなかなか実現はむずかしい、こういうような事情が起

こつてくるのではなからうかと考えておりますけれども、その点で地域住民の意向をどのように反映しながら町並みの保存を効果的に進めていくか、こういう点の御所見がございましたらお聞きしたいと思います。

○参考人(菊屋嘉十郎君) おっしゃるとおり、この問題は考えるよりも実際は非常にむずかしいと思います。地域住民の納得と理解を得ると、これは説明会をやらなきゃなりませんから、私の経験上住民にはいろんな型の人がありまして、郷土の、自分の地区の誇り、愛着というもので御賛成くださる人と、そうじゃなくて非常に経済的開拓、自分の土地を将来そういう制度地区にする土地柄も下がっていくんだという将来に対する懸念というふうなこともございますし、いろんなことがあっておっしゃるとおりむずかしいと思うんです。したがって、私さっき申し上げたように、それをきれいにした場合に生活環境が非常に美しくよくなつて自分たちの日常生活に潤いが出てくるんだというふうなことの説明、それからまた、その修繕とか復元の場合にはいろんな公立の補助を出すんだという物質的なメリット、それから固定資産税の免除、この固定資産税免除は市町村長が特に理由があるときはできますから、その免除なども一つのメリットとして示さなきゃならぬと思います。それからまた、家並みの保存のために外部は保存しなくても内部は自由な改造を許すやり方をしなきゃならぬと思います。いわゆるフォアサイドといいますが、ずっと前面の付近だけを保存して内部の改造を自由に許すとかいうような弾力性を帯びた保存を考えざるを得ぬだろうと思っております。とにかく、市の指定のところは公の補助を出しますと、市はそれに対する国が県のカバリーをぜひ欲しいと思うことをささき申し上げた。そのことをひとつお考えいただきたい。これは、その地域に住んでいる人たちの幸福ばかりじゃなくて、ほかの外部の人たちのそういうものを保存するということはプラスになるわけですから、どうしてもほかの面でその地

区だけに犠牲をこうむらせるということはいけないことであつて、他の面でカバーしてあげるといふ温かい配慮があつて初めて住民の協力が得られるだろうと、こういうふうには思います。

それからもう一つ、御質問ございましたけれども、市の指定地区と、それで国が重要地区としての選定するところと書いてありますが、選定するところとの區別が私非常にむずかしいだらうと思います。国が指定しないようなものを市が指定してもらうから市長さんついでに国の指定にしてみたらいい、こういうふうには言つてくるだらう。だから私は、国の選定地区と市の指定地区というのは違ふないで、市が指定するようなのはすぐ国の選定になるようなものでないか、市が指定するようないふふに思つています。それでないと、市の指定地区だけだったら崩れていくだらうという気がしてなりません。

○中沢伊登子君 私、いまさっき菊屋参考人にそういうことをお尋ねをしようと思つていたところなんです。いまのお話のように、もしも市がここは町並み保存だということ指定をされまうと勢いそこにもまた観光客なんかたくさん押し寄せてきまして、いままでの静かな生活を乱されるということも相当あるかと思ひます。せっかく、萩市の方では歴史的景観保存条例というのを一つおつくりになられたわけですが、一体この条例はいつおつくりになられたのか。そしてまた、いまのお話にありましたように、固定資産税の免除とか、いろんなことをして相当の費用を使つていらつしやうと思ひますが、大体いままでのくらの費用をお使いになられたか、おわかりでございましたらお答えをいただきたいと思ひます。

○参考人(菊屋嘉十郎君) 昭和四十七年の十月に保存条例を制定いたしております。ちよつと内容を申しますと、ささき申したんですが、土塀、石垣、門などの復元、補修に要する経費は五分の四以内補助して差し上げましよう。それから、保存家の屋の補修に要する経費は二分の一以内補助して差

し上げましよう。それから、生垣の植栽管理に関する経費は三分の一以内の額を補助して差し上げましよう。こういうようなことをいたしてあります。そして、実際に四十八年からやつたと思ひますが、毎年最初のうちは市費を三百万円ぐらひ出してあります。昨年あたりはそれに要する人件費を合わせまして八百万円ぐらひ一年間に出してある、かように考へております。

○中沢伊登子君 大変、地方自治体がいま財政難のときにこれほどの補助をしなければならぬというところであれば、どうしてもこれから市が指定をされまうとすれば、国の方の今度補助が出るわけにございまして、国の方の今度補助が出るわけにございまして、二百四の市町村の協議会の会長さんでいらつしやいますから、全国にいろいろたくさんございまして、それから、また、そういった面で力を合わせて国の補助をいただくような運動もぜひともされたらよろう、こう思ひます。

それからもう一つ、最後にお伺ひしたいのは、宗参考人にお伺ひをいたしますが、静岡県では六千カ所も埋蔵文化財のところがあつたわけですね。そういったところ、先ほど来いろいろお話をありましたが、文化財保護指導委員制度、今度これができたのも大変今度の改正の中でのことだと私も感じてゐるわけですが、そのようにならぬで何人ぐらゐでどの程度パトロールをしていらつしやるのか、その辺をお伺ひします。

○参考人(宗知信君) 実は、初めのごあいさつの御説明のときにもちよつと申し上げたんですが、実はこの保護指導委員という制度が二つ静岡ではございまして、本県独自では文化財の巡回調査員という、パトロール要員でございまして、七十五名は委託してございまして、一応各市町村に一名という数字になるわけでございますが、

○参考人(宗知信君) いろいろ場合ございまして、一年交代と申しますか、実際はほとんど再任再任という形でお願ひをされている方が多いようございまして。

○中沢伊登子君 結構です。

○参考人(宗知信君) いろいろ場合ございまして、一年交代と申しますか、実際はほとんど再任再任という形でお願ひをされている方が多いようございまして。

○理事(久保田藤蔵君) 他に御発言もなければ、参考人に対する質疑は終了することといたします。

この際、参考人の方にごあいさつ申し上げます。

参考人の方々は、長時間にわたり貴重な御意見を述べいただきましてまことにありがとうございます。次回委員会は、六月十七日午前十時開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時五十一分散会

六月六日本委員会に左の案件を付託された。

一、過疎地域の私立高校に対する助成に関する請願(第五六二二号)

一、教育条件の整備に関する請願(第五六二二号)(第五六二三号)(第五六二四号)(第五六二五号)(第五六二六号)(第五六二七号)(第五六二八号)(第五六二九号)

一、教育条件の整備等に関する請願(第五六七八号)

一、国立大学学費値上げ反対、私学への大幅公費助成等に関する請願(第五六八八号)

一、知立市立新東小学校(仮称)建設に関する請願(第五七五五号)

第五六二二号 昭和五十年五月二十六日受理

過疎地域の私立高校に対する助成に関する請願

請願者 新潟県燕市小高四五八 神保善三郎外九百九十九名

紹介議員 杉山善太郎君

この請願の趣旨は、第五〇二二号と同じである。

第五六二二号 昭和五十年五月二十六日受理

教育条件の整備に関する請願

請願者 東京都北区桐ヶ丘二ノ一五N二ノ二三 高橋恵美子外四百九名

紹介議員 上田耕一郎君

昭和五十年六月二十三日印刷

政府が生活と教育を優先する立場に立ち、広範な父母・教職員の願いに答え、次の事項の実現を図りたい。

一、一クラスの子供の数を四十名以下とし、教職員の定員を増やすこと。

二、公立高校建設の補助を行い、私学助成を改善すること。

三、給食費、教材、学用品、修学旅行費など父母負担を軽減し、日常の学校予算を充実にすること。

四、障害児の全員就学を保障できる条件整備を図ること。

五、公立幼稚園、保育所を増設すること。

六、教職員の待遇改善を図ること。

第五六二三号 昭和五十年五月二十六日受理

教育条件の整備に関する請願

請願者 東京都品川区西品川三ノ五ノ一九 朝井幸子外四百四十四名

紹介議員 加藤 進君

この請願の趣旨は、第五六二二号と同じである。

第五六二四号 昭和五十年五月二十六日受理

教育条件の整備に関する請願

請願者 東京都小金井市緑町三ノ一四ノ七 水野義郎外四百四十九名

紹介議員 春日 正一君

この請願の趣旨は、第五六二二号と同じである。

第五六二五号 昭和五十年五月二十六日受理

教育条件の整備に関する請願

請願者 東京都東村山市富士見町四ノ一五ノ二三 野村実外八十八名

昭和五十年六月二十四日発行

この請願の趣旨は、第五六二二号と同じである。

第五六二七号 昭和五十年五月二十六日受理

教育条件の整備に関する請願

請願者 東京都目黒区五本木三ノ一三ノ一三 柳久子外四百八十九名

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第五六二二号と同じである。

第五六二八号 昭和五十年五月二十六日受理

教育条件の整備に関する請願

請願者 千葉県我孫子市若松一〇一電々社 宅六ノ二〇二 菅沼静江外三百九十一名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第五六二二号と同じである。

第五六七九号 昭和五十年五月二十七日受理

教育条件の整備に関する請願

請願者 東京都世田谷区代田五ノ三ノ一〇 長沼和雄外五百名

紹介議員 内田 善利君

この請願の趣旨は、第五六二二号と同じである。

第五六七八号 昭和五十年五月二十七日受理

教育条件の整備等に関する請願

請願者 長野県更埴市萩原六二五 岡田徳男外九名

参議院事務局

この請願の趣旨は、第二〇七八号と同じである。

第五七五五号 昭和五十年五月二十九日受理

知立市立新東小学校(仮称)建設に関する請願

請願者 愛知県知立市八ッ田町新山六五ノ六 定野紀久代外六千九百五十名

紹介議員 野々山一三君

愛知県知立市立新東小学校(仮称)の即時新設開校を図りたい。五十一年度にはなんとしても開校できるように配慮されたい。

理由

知立市は、名古屋市のベッドタウンで人口が著しく急増している。小学校では児童数が年々増え、正常な授業がますます困難な現状である。過去三年にわたって新設開校の努力をしてきたが、貧困な都市財政のため実現が延び延びになっている。ようやく五十年当予算に三億数千万円が計上されたが、土地入手が全く困難で買収率は皆無である。

印刷者 大蔵省印刷局

G